



平成 31 年 3 月 24 日
午後 7 時 35 分 発表
第三管区海上保安本部

中国海洋調査船「嘉庚」の視認について（第3報）

- 1 本日午後3時4分頃、当庁巡視船が沖ノ鳥島の東約153キロメートルの我が国排他的経済水域内において、漂泊中の中国海洋調査船「嘉庚」が観測機器様のものを海中へ投入することを確認したことから、「我が国排他的経済水域において、我が国の事前の同意のない調査活動は認められない」旨の中止要求を無線にて実施しました。
午後3時23分頃、沖ノ鳥島の東約153キロメートルの我が国排他的経済水域内において、漂泊中の同調査船が観測機器様のものを揚収することを確認しました。
- 2 また、午後4時53分頃、当庁巡視船が沖ノ鳥島の東約154キロメートルの我が国排他的経済水域内において、漂泊中の同調査船が観測機器様のものを海中へ投入することを確認したことから、「我が国排他的経済水域において、我が国の事前の同意のない調査活動は認められない」旨の中止要求を無線にて実施しました。
午後5時23分頃、沖ノ鳥島の東約154キロメートルの我が国排他的経済水域内において、漂泊中の同調査船が観測機器様のものを揚収することを確認しました。
- 3 午後6時零分現在、同調査船は、沖ノ鳥島の東約160キロメートルの我が国排他的経済水域内を東向け航行中であり、引き続き、巡視船が同調査船の監視警戒を行っています。